

# 令和5年分確定申告の改正点

- 令和5年1月1日以降、所得税や消費税の納税地を異動または変更する際の届出書の提出が不要になりました。  
今後、納税地の異動・変更がある場合は所得税または消費税の申告書に記載された情報から把握するようになります。
- 確定申告書 第二表の親族欄の書き方の変更  
扶養控除の対象となる国外居住親族は、年収48万円以下の16歳以上の扶養親族であれば適用されましたが法改正後、30歳以上70歳未満の国外居住親族に関しては、扶養控除の対象とするために追加要件が設定されました。
- 令和6年提出の確定申告書類は、青色申告決算書(青色申告)・収支内訳書(白色申告)が、インボイス制度に対応した様式へ変更となりました。
- 令和5年4月以降、行政コストの削減のため「申告書等用紙」の送付は行われなくなりました。
- 消費税を納税する方に向けて、消費税納税額を売上税額の2割に軽減するいわゆる「2割特例」の申告書も作成できるようになります。
- 特定非常災害に関連する損失(純損失および雑損失)の繰越控除期間が、従来の3年間から5年間に延長されました。  
(令和5年4月1日以降に発生する特定非常災害に適用)
- 確定申告書 第二表の特定株式の収入に関する「申告不要制度」の記入欄が削除されたため、所得税と住民税で課税方式が統一されるようになりました。